

# 「死別の悲しみ」を伴う紛争事例の解決と法の応答可能性

——定期金賠償方式に基づく損害賠償の「命日払い」請求をめぐる——

小佐井 良太 (愛媛大学)

## 【目次】

1. はじめに——問題の所在
2. 判例の紹介と従来の議論概観
3. 検討：聴き取り調査の結果を踏まえて
4. おわりに——定期金賠償方式活用の課題と可能性

### 1. はじめに——問題の所在

- (1) 「死別の悲しみ」を伴う紛争事例の解決において民事訴訟が果たす役割についての関心  
⇒とりわけ、さまざまな不慮の事件・事故により子どもを亡くした遺族・両親が提起した民事の損害賠償請求訴訟に対する関心。当事者が抱える「死別の悲しみ」と訴訟に与える「意味づけ」の問題に対する着目。
- (2) 報告者自身による先行研究からの継続的な問題関心  
⇒「死別の悲しみ」を伴う紛争事例において、「紛争の一回的解決」を目指すのではなく、法的手続を通じた紛争「解決」後も当事者間で何らかの形で「関係性の継続」を図ろうとするやり方(例：訴訟上の和解条項に盛り込まれた「命日毎のお参り」約束による関係継続：小佐井/2004・2006・2007、参照)の是非に関する問題。
- (3) 定期金賠償方式の活用による損害賠償の「命日払い」判決が与えたインパクトと評価  
⇒「東名高速飲酒トラック死傷事故」をめぐる民事の損害賠償請求訴訟・東京地裁判決(平成15年7月24日)が与えたインパクト、ならびに同判決をめぐる評価と議論を上記(1)(2)の観点から法社会学的に検討することの必要性。  
→ 義務(経済的)が大きい。
- (4) 検討対象の限定  
⇒従来、不法行為をめぐる損害賠償において定期金賠償方式の活用が主として論じられてきたのは、重度後遺障害者の逸失利益ないし将来の介護料の算定という局面であった。これに対して本報告が検討対象とするのは、「死別の悲しみ」を伴う紛争事例において被害者の死亡逸失利益ないし近親者固有の慰謝料につき定期金賠償方式の活用(いわゆる「命日払い」)が争われた事例で、事案はいずれも交通死亡事故事案である。

### 2. 判例の紹介と従来の議論概観

- (1) 死亡逸失利益ないし近親者固有の慰謝料について定期金賠償方式に基づく請求が争われた事例  
⇒別紙資料①、参照。
- (2) 定期金賠償方式の認容・否定をめぐる判例の理論構成  
⇒別紙資料②、参照。
- (3) これまでの議論と論点
- ①死亡逸失利益は、定期金賠償方式になじむか？  
⇒損害論上の死亡逸失利益の位置づけに絡む問題。死亡逸失利益につき相続構成をとっていることとの理論的整合性の問題。学説上は、「死者の損害が死後に発生する、定期に発生すると考えることは困難」とする否定的な見解(八島/1993)が主流と解されるも、他方、「定期金と一時金とは質的に異別とする見方は技巧的に過ぎ、ひとつの不法行為に基づく損害の支払い形式の差と見るのが素直である」とする肯定的な見解(池田/1982)もある。
- ②定期金賠償方式の選択を「中間利息控除における実勢金利との乖離問題」回避の手段とすることは妥当か？  
⇒中間利息控除における法定金利5%と実勢金利との乖離問題を回避するための手段として、定期金賠償方式を求めることに「実益がある」と肯定的に評価する見解と、「中間利息控除問題とは切り離して論じるべき」とする否定的見解が対立。
- ③定期金賠償方式の活用の際の「リスク問題」回避に向けた制度的手当て構築の必要性  
⇒支払いが長期にわたることに伴い、被告(損害賠償義務者)の死亡や資力問題、損害保険会社の倒産等の不透明